

報告タイトル

文化財返還をめぐる日韓外交と国際法制度の限界
—「日韓文化財協定」（1965 年）と「ユネスコ条約」（1970 年）の課題

Heritage at the Crossroads: Limitations of The Japan-Korea Agreement (1965) and UNESCO Convention (1970)

氏名（所属）

長澤裕子（早稲田大学/ソウル大学）
NAGASAWA Yuko (Waseda University/ Seoul National University)

要旨（800 字程度）

本発表は、略奪文化財の返還問題に関する日韓外交と国際条約の役割・限界を検討し、今後の制度的・政策的解決策と世論や教育の可能性を提示することを目的とする。具体的には、2012 年に韓国の窃盗団が長崎県対馬市の観音寺から韓国に搬出した朝鮮半島由来の仏像「観世音菩薩坐像」（長崎県指定有形文化財）の事例を中心に分析する。この仏像は 2024 年 5 月に日本に返還されたが、12 年半の韓国内の裁判の過程で文化財の所有権をめぐる法や外交上の課題が如実に露呈した。特に、1965 年の日韓国交正常化に基づく「日韓間の文化財及び文化協力に関する協定」（日韓文化財協定）、および 1970 年にユネスコで採択された「文化財の不法な輸出入及び所有権の移転の禁止並びに防止のための手段に関する条約」（ユネスコ条約）の役割とその限界が浮き彫りになった。日本の報道では、韓国側の返還拒否をユネスコ条約違反とする論調が目立ったが、実際には日本政府が「ユネスコ条約」を適用して返還を正式に申請したのは、国宝の銅像如来立像のみで、観音寺の仏像については条約に基づく手続きをとらなかったことは全く知られていない。こうした条約の適用範囲や運用上の法解釈や裁判は、両国の国内法制度のみならず、外交交渉に反映される歴史認識の差異や制度そのものが抱える制約とも関係している。本発表では、返還交渉の全体像と争点を日韓外交の側面から再構成し、条約の形式的効力と現実的効果のギャップを明らかにする。さらに、日韓両国が批准する国際条約が文化財返還において制度的に機能不全に陥っている現状を踏まえ、国際的枠組みの改善と両国間の協力体制の再構築に必要な教育や世論醸成、政策的な提案を行う。今年、日韓は国交正常化 60 周年を迎えた。本発表を通じて、文化財返還問題を単なる国民感情の対立ではなく、法と外交・歴史・制度を横断する共通の課題として学問的に捉え直し、教育や世論に還元する第一歩としたい。